

## 新全商 Web システムの概要について

令和6年度より運用予定の新全商 Web システム構築の概要は、以下のとおりとなります。  
なお、今後変更が生じる場合もございますので、予めご承知おきください。

### 1 個人 ID について

新全商Webシステムを利用する全ての利用者に個人 ID を付与する。

自校の利用者への個人 ID の付与は、システム管理者(各学校上限3名)が行う。

個人 ID とパスワードは、発行後、個人のマイページから変更することができる。すでに登録済みの ID (他校を含む)は使用できない。

※新全商Webシステムは、システム内にて個人 ID に紐づいた不変のユーザーID を管理している。

そのため、個人 ID を変更しても個人情報は引き継がれる。

※パスワードを忘れた際は、個人で再発行が出来るが、個人 ID を忘れた際は、原則、システム管理者へ問い合わせる。

### 2 検定試験実施上の組織体系の変更について

公益財団法人全国商業高等学校協会(以下「全商協会」)⇒都道府県検定委員会(以下「検定委員会」)⇒~~都道府県本部校(以下「本部校」)~~⇒試験場校⇒~~分会場校~~

#### (1)本部校の廃止について

各検定試験、各都道府県ごとに1校設置していた本部校について、新システム導入により、本部校の業務(受験票発送、本部校の承認・申請作業、書類送付、収支報告等)が省略されるため本部校を廃止する。

本部校業務のうちシステム化できない業務(管下試験場校へのガバナンス、一般受験者への対応、検定当日待機等)については、全商協会または検定委員会に移行する。

なお、検定委員会は必要に応じて、自校以外に「検定委員会〇〇検定試験担当校」を検定試験ごとに定めることもできる。

#### (2)試験場校の規程について

試験場校について、受験申込者数が10名以上で試験場校として認める。

ただし、9名以下であっても、以下の場合でかつ、検定委員会委員長が適正な試験が実施できると判断した場合は、試験場校として認める。

- ①身体に障がいのある者が受験を希望し、会場が限定される場合
- ②受験希望者が離島・僻地等で受験開始時間(当日移動)までに会場に到着できない場合
- ③その他、①②以外に特別な事情がある場合は別途、検定委員会委員長と全商協会が協議する。

### (3) 分会場校の廃止について

現在、受験申込者数が5名以上14名以下の場合、分会場校として受験を認めている。しかし、分会場校を抱える試験場校は、自校の他にも分会場校の取りまとめや試験問題・合格証書等の発送などの業務が重なり、担当者に多くの負担がかかっている。試験場校の規程を見直すことで、業務軽減を図る為に分会場校を廃止する。

## 3 検定試験の受験料について

試験場校担当者が受験申込人数を確定後、校長(または校長の承認権限を持つ者)が承認すると、試験場校担当者または受験申込者が受験料を支払うことができるようになる。

### (1) 納付方法について

#### ① 試験場校がまとめて支払う場合(団体支払)

試験場校担当者は、受験者から受験料を集金し、校長承認後、銀行、コンビニまたはペイジーを利用して全商協会へ支払う。手数料は実費経費(支払手数料)から支出できる。

#### ② 受験者が個人で支払う場合(個人支払)

受験者は、試験場校へ申し込み(校長承認)後、マイページから納付方法を選択し、コンビニまたはペイジーを利用して全商協会へ受験料を支払う。手数料は受験者負担とする。

※①と②は併用可とする。

### (2) 受験料未納の対応について

試験場校担当者または受験申込者が、受験料支払期日までに受験料を納付しない場合は、受験申込はキャンセル扱いになる。

### (3) 受験申込の変更等について

受験料納付後の級の変更、取消などは、原則受け付けない。

### (4) 検定試験中止に伴う受験料の取り扱いについて

自然災害および学校感染症により、検定試験を実施しないと判断した場合、当該試験場校での受験申込者(該当者)の受験料を返金する。(現行通り)

なお、経費については、実際に実施をした受験者数による実費経費の範囲内とする。中止に伴い、受験申込者すべてが検定試験を実施しなかった場合は、全商協会からの負担は無い。

## 4 各種経費について

各種経費については、以下のとおりとする。

現在使用している「試験場校経費」は「試験場校使用可能上限額」と名称を変更し、検定委員会に振り込む経費は「検定委員会使用可能上限額」とする。

なお、経費の申請及び振込は、検定試験実施後に受験申込者数が確定した後とする。

このことにより、残金の戻入は発生しないため、収支報告は求めない。

## 試験場校

### (1) 試験場校使用可能上限額について

「試験場校使用可能上限額」は、以下の①と②の金額を合計した金額とする。

#### ① 受験料

各検定試験の各回で集まった受験料(消費税抜き)の44%とする。ただし、英語検定試験は33%とする。1円未満は切り上げる。

#### ② 一般受験者受入による優遇額

自校の生徒以外の受験者を受け入れた場合、受入人数1名につき500円を加算する。

### (2) 実費経費について

「試験場校使用可能上限額」の範囲内で「実費経費」を入力し、その残額を「監督・採点手当」「事務手当」に使用することができる。「実費経費」は実費経費項目表の9項目とする。※実費経費項目表参照

なお、登録は各検定試験の実施回ごとに入力をする。

## 検定委員会

### (1) 検定委員会使用可能上限額について

「検定委員会使用可能上限額」は、各検定試験の各回で集まった受験料(都道府県合計)の3%とする。1円未満は切り上げる。

### (2) 実費経費について

「検定委員会使用可能上限額」の範囲内で「実費経費」を入力し、その残額を「事務手当」に使用することができる。「実費経費」は実費経費項目表の9項目とする。※実費経費項目表参照

なお、登録は各検定試験の実施回ごとに入力をする。

### (3) 年度当初運営費について

年度当初に管下試験場校へ発送する資料等が無くなるため、令和6年度より廃止する。

### <実費経費項目表>

- ①会議費(10%対象) …(例)店内飲食
- ②会議費(8%対象) ……(例)検定日当日の弁当代
- ③旅費交通費……………(例)委員の交通費
- ④通信運搬費……………(例)郵券、レターパック等購入代
- ⑤消耗品費……………(例)事務用品等購入代
- ⑥印刷製本費……………(例)資料印刷代
- ⑦会場費……………(例)賃借料(施設使用料)、光熱水費(冷暖房費)
- ⑧支払手数料……………(例)振込手数料
- ⑨雑費……………(例)その他①～⑧に該当しない支出

#### 5 各種検定試験第1級満点賞について

第1級の各種検定試験(財務諸表分析検定試験・財務会計検定試験・管理会計検定試験を含む)において、100点を取得することにより、表彰対象となる。試験場校からの申請は不要とする。

表彰状(氏名等印字済み・A4版)は、合格証書とともに試験場校へ送付する。記念品は廃止する。

なお、ビジネスコミュニケーション検定試験は対象としない。

#### 6 商業経済検定試験全科目合格者表彰及び会計実務3検定試験合格者表彰について

表彰時期を現行の卒業時から、全科目または全検定試験を取得した時点に変更し、表彰状(氏名等印字済み・A4版)および賞品を試験場校へ送付する。

なお、試験場校からの申請は不要とする。

#### 7 卒業生成績優秀者表彰及び三種目以上1級合格者表彰について

申請校は直接全商協会へ当システムにて申請する。書類の提出は行わない。全商協会は、氏名等が印字された表彰状と記念品を直接申請校へ送付する。

#### 8 合格証明書の発行について

令和6年度以降に取得した検定試験については、新全商Webシステムより印字済みの合格証明書を発行することができる。

なお、令和5年度までの検定試験については、従来通りの方法で発行する。

#### 9 商業教育振興助成金の算出方法について

令和6年度および令和7年度の助成金の算出方法については、現行通りとする。

令和8年度からの助成金の算出方法は、前年度の検定受験料の割合と各検定試験の検定委員会使用可能上限額及び試験場校使用可能上限額のうち、使用しなかった金額を基に助成金を算出する。